

## 民事裁判書類電子提出システム(mints)の開発・導入について

### 電子提出に向けた取組み

#### 【現行民事訴訟法】

民事訴訟に関する手続における準備書面等について、電子情報処理組織を用いて提出することができることを規定(132条の10)。



#### 【電子提出の先行実施】

将来の本格的なオンライン提出の先行実施として、法改正を待たずに、現行法下で可能な準備書面等の電子提出の運用を開始するためのシステムを開発中。

### 新たに開発中のシステム(mints)の概要

現在、民事訴訟においてファクシミリで提出可能な準備書面や証拠(書証の写し)について、電子提出が可能となる民事裁判書類電子提出システム(MINji saibanshorui denshi Teishutsu Systemより「mints」と呼称)を開発中。

システムの開発後、一部の府で運用を開始し、その後、順次拡大していく予定。

#### 【本システムの概念図】

